

**＊大阪府における障がいのある児童生徒の教育の特徴**

・小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は99.6％と、他府県と比較して高い。

（全国平均83.7%、R4.5.1）

・令和５年度の支援学級在籍児童生徒数は、通級による指導の積極的な活用に伴い、前年度から減少した。

・学齢期の子どもが減少しているが、支援を必要とする児童生徒数は増加している。

【支援教育の現状】

**― 今 後 取 り 組 む べ き 課 題 ―**

義務教育学校（支援学級）

支援学校(小学部)

3,071

|  |
| --- |
| 視覚支援学校　　　144 |
| 聴覚支援学校　　　336 |
| 支援学校 | ・知的障がい・肢体不自由・病弱9,355 |
| 訪問教育（注１）　 　106 |

|  |  |
| --- | --- |
| 弱視学級 | 87 |
| 難聴学級 | 218 |
| 知的障がい学級 | 16,853 |
| 肢体不自由学級 | 990 |
| 病弱・身体虚弱学級 | 1,223 |
| 自閉症・情緒障がい学級 | 23,793 |

義務教育学校（通常の学級）

障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況の変化に伴い、幼児児童生徒や保護者の意識やニーズが多様化している。また、国においてはインクルーシブ教育システム構築のため、これまでも法改正等が進められてきた。

　大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っている。

　障がいのある幼児児童生徒が生き生きと笑顔で過ごせるために、一人ひとりの生活自立や社会的自立をめざした教育の充実に取り組んでいる。

Ⅰ　大阪府における支援教育について

○知的障がい支援学校等の教育環境の充実

○府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実

　○小・中・義務教育学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

　○府立支援学校のセンター的機能の発揮

　○一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実（医療的ケアの体制整備含む）

　○高等学校に在籍する障がいのある生徒への指導・支援

　　・令和４年度、府立高校に在籍する障がいにより配慮を要する生徒は3,515人。一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育が必要

　○発達障がいのある幼児児童生徒への指導・支援

○障がいのある児童生徒の状況に応じた学びの場のさらなる充実

―1―

（枠内の数字はR5.5.1現在の在籍者数(政令市を含む)。支援学校は幼稚部、高等部、専攻科も含む。）

注１：支援学校の小・中学部、高等部に設置。

注２：通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、他の教室に通級して学習する制度。この他、生野聴覚支援学校、

堺聴覚支援学校、中央聴覚支援学校においても実施。

通常の学級

通級指導教室

（注２）

9,941

支援学校

義務教育学校

小・中学校

支援学級

43,164

就学前

義 務 教 育（公立）

初等教育

前期中等教育

後期中等教育

幼稚園

認定こども園

通級指導教室

高等学校

支援学校（幼稚部）

91

小学校(通常の学級)

小学校(支援学級)

31,498

支援学校(中学部)

2,776

中学校(通常の学級)

中学校(支援学級)

11,666

自立支援推進校

共生推進校

支援学校(高等部)

4,003

保育所